

一般社団法人新潟県浄化槽整備協会
会長 島影 清 様

新潟県環境局資源循環推進課長

**消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）
の広報・周知等について（依頼）**

平素より県行政の推進に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
皆様ご承知のとおり、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この制度は、複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される仕入税額控除制度であり、令和5年10月1日から適格請求書（インボイス）を発行するためには、令和5年3月31日までに事業者登録申請手続を行う必要があります。

県では、インボイス制度への円滑な移行のために、多くの方から制度について理解を深めていただくとともに、早めの事業者登録を推奨しております。

つきましては、貴団体の構成事業者の方に対して、下記のとおり、インボイス制度についての広報・周知等に御理解と御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 広報・周知をお願いする内容

(1) インボイス制度の広報・周知

別添1「国税庁リーフレット」や別添2「中小企業庁リーフレット」等を利用した各種会議・イベント等での広報・周知及び制度概要の広報媒体への掲載

なお、別添の資料については県で用意しますので、必要部数を下記担当まで御連絡ください。

※ インボイス制度の広報・周知のポイントについては別紙のとおりです。

(2) 税務署が開催する説明会の周知

別添4「開催日程一覧表（インボイス制度説明会）【新潟県】」の構成事業者への周知

(3) 会議・説明会等における制度の説明機会の設定

貴団体が主催する会議・説明会等におけるインボイス制度の周知を図るための制度の説明の機会の設定（詳細は2を参照してください。）

2 説明会等における講師の派遣

- ・ 貴団体が主催する会議・説明会等（以下「説明会等」という。）の際に、インボイス制度に係る説明の機会を設けていただくようお願いします。
- ・ 説明会等の際に、講師（税務署職員、支援措置の担当者等）の派遣について調整しますので、対象業種、日時、参集人数、会場等を下記担当まで御連絡ください（様式任意）。
- ・ 配付するリーフレット等の資料については、県で用意しますので必要部数を御連絡ください。

3 添付資料

- ・ 「国税庁リーフレット」（別添1）
- ・ 「中小企業庁リーフレット」（別添2）
- ・ 「e-Tax リーフレット」（別添3）
- ・ 「開催日程一覧表（インボイス制度説明会）【新潟県】」（別添4）

4 参考 インボイス制度に関する資料について

添付資料のほか、下記サイトの資料を参照願います。

【国税庁サイト 「特集 インボイス制度」】

<URL>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【本書についてのお問い合わせ】

資源循環企画係 藤田

電話：025-280-5160（直通）

E-mail：ngt030330@pref.niigata.lg.jp

【インボイス制度についてのお問い合わせ】

総務部税務課課税第2係

電話：025-580-5048（直通）

別紙

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の広報・周知等のポイント

※ 広報媒体の作成の際に参考としてください。

① 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

- ・ 令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。
- ・ 適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。
- ・ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けた適格請求書（インボイス）を保存する必要があります。
- ・ 売手は、適格請求書（インボイス）を交付するためには、事前に「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」の登録を受ける必要があります。登録を受けると課税事業者として消費税の申告が必要となります。

② 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録について

- ・ 令和5年10月1日から適格請求書（インボイス）を発行するには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。
- ・ 登録申請手続は、e-Taxで行うことができます。また、書面で申請した場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができます。
- ・ 個人事業者の方はスマートフォンからもe-Taxで申請できます。e-Taxを利用した登録申請手続には電子証明書（マイナンバーカード等）が必要となります。

③ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳しい内容

- ・ 制度についての詳しい内容は、**国税庁のホームページ「インボイス制度特設サイト」**に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報が掲載されています。

<URL>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

また、以下において一般的なご質問や相談を受け付けています。

「軽減・インボイス コールセンター」

【専用ダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝日除く）

- ・ 県内各地で税務署主催の説明会が開催されています。詳しくは、「インボイス制度特設サイト」の「説明会」のページをご覧ください。

④ インボイス制度に係る支援制度

支援として次のような制度があります。

- ・ **小規模事業者持続化補助金（インボイス枠）**

令和3年9月30日から令和5年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者に対して、補助上限を100万円（通常は50万円）に引き上げて支援しています。

詳しい内容は下記のサイトをご覧ください。

- ・ 商工会地域の方

<URL>

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_rlh/

- ・ 商工会議所地域の方

<URL>

<https://r3.jizokukahojokin.info/>

- ・ **IT導入補助金（デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型））**

中小企業・小規模事業者等が導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間のデジタル化を推進しています。

詳しい内容は下記のサイトをご覧ください。

<URL>

<https://www.it-hojo.jp/>